内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	［略］	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	［同上］
公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	第二十八条の四第一項及び第三十四条の十六の三第一項	［項を加える。］	
［略］		［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
［略］		［同上］	
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項（これらの規定を第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十一	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、